

告示

埼玉県告示第千四十四号

伊奈町における地籍調査の成果を、国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第二十一条の二第六項において読み替えて準用する同法第十九条第二項の規定により、街区境界調査成果として認証したので、同法第二十一条の二第六項において読み替えて準用する同法第十九条第四項の規定により次のとおり公告する。

令和五年九月二十二日

埼玉県知事 大野 元裕

伊奈町	調査を行った者の名称
令和四年度	調査を行った時期
街区境界調査 図七枚 街区境界調査 簿一冊	成果の名称
大字小室三地区（大字小室の一部）	調査を行った地区
令和五年九月十五日	認証年月日